

「再生普及行動計画ワーキンググループ」の設置について

1. 背景

平成15年6月

釧路湿原の自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進方策調査懇談会による「市民参加・環境教育の推進に関する10の提言」とりまとめ

平成15年11月

釧路湿原自然再生協議会の設立、再生普及小委員会の設置

平成16年2月

再生普及小委員会のもとに「10の提言行動計画ワーキンググループ」の設置を了承、同小委員会構成員へ参加を要請（5月7日締切）

2. ワーキンググループの構成

再生普及小委員会の構成員のうち、本ワーキンググループ（WG）へ参加を申し出られた個人、団体は、以下のとおり。（敬称略）

（個人）

江崎 秀雄 森の学習塾代表

金子 正美 酪農学園大学助教授

新庄 久志 釧路国際ウエットランドセンター主幹

（団体）

釧路武佐の森の会（会長／大西英一）

ボランティアネットワーク・チャレンジ隊（代表／佐竹直子）

NPO法人釧路湿原やちの会（理事長／梅田勉）

釧路湿原国立公園ボランティアレンジャーの会（代表幹事／山口功）

* 関係行政機関

* 事務局

東北海道地区自然保護事務所

3. 基本的な考え方

- ・ 委員以外でも検討テーマに沿った関係者に適宜WGへの出席を願い、様々なアイデアを出し合う場とする。
- ・ できることからできる者が着手することを原則に行動内容を検討する。
- ・ 行動計画に完成版は無く、常に評価・見直しを行う。
- ・ 実施内容の評価、改善の仕組みをつくる。
- ・ 行動の輪を広げる手法を検討する。 情報発信が決め手
- ・ できるだけ予算を掛けない手づくりの方法を考え、長続きさせる。

4. 検討スケジュール

平成16年5月 第2回再生普及小委員会

・WGの運営方針について

6月 第1回WG開催

・座長の決定

・基本的な考え方

・行動計画作成スケジュール等

7月? 第4回自然再生協議会にて検討状況の報告

(以降、2ヶ月に1回程度の頻度でフレキシブルにWGを開催、小委員会へ検討状況を適宜報告)

17年 春 WGにて行動計画(案)のとりまとめ

再生普及小委員会で検討

(必要に応じパブリックコメントを実施)

WGにて行動計画案を修正

夏 再生普及小委員会で検討、承認

自然再生協議会へ報告

(以降、毎年見直しを行う)

「釧路湿原 保全と利用の総合ガイドマップ」について

1. 目的

釧路湿原に関わるガイドマップは、これまでも様々なものが作られているが、保全に関する各種規制地域及び利用マナーを含む自然情報を網羅的にまとめたものはなく、湿原利用者に対し知ってもらいたい情報が十分に伝えられてこなかった傾向がある。このため、釧路湿原の保全と利用に関する共通認識の形成を目的として、これらの情報を分かりやすく、かつソフトに伝える総合的なガイドマップを作成し、湿原利用者をはじめとする関係者への普及啓発を図り、釧路湿原に対する理解をより一層深めてもらうことをねらいとする。

2. 対象

湿原を初めて訪れる方など湿原との関わりがさほど深くない人々を対象とし、内容は、広範な分野にわたり網羅的、かつ分かりやすい記述とする。

3. 検討経緯

環境省東北海道地区自然保護事務所が事務局となり、これまで5回ワーキンググループを開催。また、湿原利用小委員会及び（釧路湿原自然再生協議会設立後は）再生普及小委員会に検討状況を適宜報告。

- 平成14年8月 釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会 / 第6回湿原利用小委員会
・保全と利用の総合ガイドマップ作成に関するワーキンググループの設置を決定
- 12月 第1回ワーキンググループ
・趣旨、基本事項の説明、進め方の検討
- 平成15年2月 第2回ワーキンググループ
・基本レイアウト、記載方法の検討
- 5月 第3回ワーキンググループ
・レイアウト・記載情報の検討
- 10月 第4回ワーキンググループ
・ガイドマップ素案の提示
- 平成16年2月 釧路湿原自然再生協議会 / 第1回再生普及小委員会
・ガイドマップの検討状況説明
・ワーキンググループの継承を承認
- 2月 関係行政機関等へ記載内容の確認、意見照会
- 4月 第5回ワーキンググループ
・ガイドマップ修正案の検討、とりまとめ

4. ワーキンググループ構成

佐藤 吉人（NPO法人釧路湿原やちの会事務局長）
杉沢 拓男（NPO法人トラストサルン釧路事務局長）
橘 利器（トラウトフォーラム会員）
夏堀 勝治（釧路観光連盟専務理事）
西川 栄明（アウトドアライター）
渡部 清紀（釧路ネイチャーゲームの会代表）

5. 記載情報等

A1版折りたたみ地図の片面に保全に関する地域指定地図と規制内容の概要を掲載。もう片面には利用のルール及び自然環境に関する情報等を掲載。

さらに、補助的な情報（主要利用地区の案内図、動植物情報、コラム的おもしろ情報、各種問合わせ先等）を掲載した冊子を添付する。

(1) 法規制等に関する地図情報及び規制内容の情報

自然公園法 釧路湿原国立公園

（公園区域、特別地域、特別保護地区）

鳥獣保護法 国指定釧路湿原鳥獣保護区（保護区域、特別保護地区）

文化財保護法 国指定天然記念物 釧路湿原（記念物区域）

河川法 河川区域

ラムサール条約登録湿地（指定区域）

内水面における遊漁の取扱い

(2) 利用及び自然環境等に関する情報

1) 利用施設情報

博物展示施設等

キャンプ場

歩道

その他

トイレ、駐車場、レストラン、車椅子利用可能施設等

2) 自然体験と留意事項

ハイキング

キャンプ

カヌー

乗馬

自然観察

ビューポイント

3) 釧路湿原を利用する上での基本的なマナー

4) 湿原にすむ代表的な動植物

釧路湿原を特徴付ける動植物の写真と解説

植物 / ヨシ、ヒシ、クシロハナシノブ、ヤチボウズ

動物 / キタサンショウウオ、イトウ、ニホンザリガニ、タンチョウ

5) コラム的な情報

湿原の成り立ち

湿原と人間・昔話、歴史、地名ガイド

湿原の働き、恩恵

ラムサール条約

自然の再生

6) アクセス情報

マイカー又はバス、列車等の公共交通機関を使った湿原へのアクセス情報

7) 情報源情報

関係施設の問い合わせ先

観光案内の問い合わせ先

交通機関の問い合わせ先

釧路湿原自然再生協議会ホームページ

6. 発行主体及び情報の見直し

発行主体は、「釧路湿原自然再生協議会」とし、1～2年毎に記載情報内容の確認、更新を行う。

7. 頒布方法

版の更新、管理は、釧路湿原自然再生協議会事務局（東北北海道地区自然保護事務所扱い）が行い、同事務所から出版社へ対する複製承認手続きを経て、今夏の利用シーズンに間に合うよう準備する。

また、利用者に大切に使うてもらうことをねらいとして、一般へは有料配賦とし、その一部を寄付金として釧路湿原の保全に役立てることを検討する。

なお、寄付金の具体的な管理、用途等については、今後、本小委員会にて検討することとしてはどうか。